令和８年 11 月２日
諸課題検証会議 資料 1-1

桐林クリーンセンター解体工事の地下構造物の一部残置に係る新たな事実の判明について（報告）

南信州広域連合
（飯田環境センター）

１．概要

桐林クリーンセンターの解体工事について、竜丘地域自治会（小林伸会長）及び桐林区（佐々木正臣区長）から関係文書の公開請求（令和８年８月 27 日）があり、対応を進めていたところ、次のような事実があったことが新たに判明しました。

地山崩壊の危険を回避するため地下構造物の一部を残置した措置について、

① 残置する地下構造物の深さは、ごみピット際のラップルコンクリート確認後において８ｍ以上と計画していたところ、設計では存在しないはずのコンクリート塊が大量に出現したことから、工期が間に合わないことを理由に５ｍ以上に変更していたこと
② 残置する地下構造物の深さを５ｍとする根拠となる安定計算書が事後に提出され、日付を遡って処理されていたこと
③ 一部のラップルコンクリートの撤去深度が５ｍに達していなかったこと

これらの事実は、これまでの説明に対する信頼性を著しく損なうものであり、竜丘地域自治会の皆様、桐林区の皆様をはじめ、南信州地域住民の皆様に心よりお詫び申し上げます。

２．経緯（１．①②事実関係）

令和６年 ６月 13 日　建設時にコンクリート（ラップルコンクリート）による埋め戻し工事が行われていたと推定されるとの報告　＜施工業者→環境センター＞

令和６年 10 月 22 日　ボーリング調査結果の提出・受理　＜施工業者→環境センター＞　調査期間：令和６年９月 17～25 日

令和７年 ３月 13 日　ラップルコンクリートの撤去に伴う法面崩壊リスクと工期延長・増額変更の必要性について報告　＜施工業者→環境センター＞

令和７年 ３月 27 日　広域連合として地下構造物を一部残置する方向でセイコーエプソン社と協議することを決定　＜起案～連合長決裁＞

令和７年　４月 22 日　　セイコーエプソン社から一部残置について「影響ない見込み」との回答　＜セイコーエプソン社→環境センター＞

令和７年　９月 26 日　　深さ８ｍまで撤去する旨の仮設計画書提出　＜施工業者→環境センター＞

（令和７年 11 月４日　　撤去深さ５ｍとする工事打合せ協議記録）

令和７年 12 月上旬　　工事金額の変更（減額）がないか協議　＜環境センター→施工業者＞
「アスベスト撤去及びボーリング調査が増工となっており、減額とはならない」との回答　＜施工業者→環境センター＞

令和７年 12 月 12 日　　桐林区会において、コンクリート殻処分場の受入が限界に達し、本工事で発生する処分量を計画どおり処理することが困難となったことを理由に工期を約１か月延長する見込みであることを報告　＜環境センター＞

令和７年 12 月 25 日　　出来高設計書等の提出・受理　＜施工業者→環境センター＞
出来高設計書は「増減なし」、その他の提出書類は、変更理由書、数量計算書（撤去深さは８ｍ）及び安定計算書

令和８年　１月５～16 日 プラットホーム取壊し開始（期間進捗３ｍ程度）＜施工業者＞

令和８年　１月９日　　プラットホーム脇を掘削し設計以上のコンクリート厚を確認　＜施工業者→環境センター＞

令和８年　１月 16 日　　計画変更（撤去深さを５ｍとする）の提案　＜施工業者→環境センター＞
環境センターとしては了解せず保留
施工監理会社からは「工期を理由に撤去深さの変更は認められない。もし撤去深さ５ｍとするならば技術的根拠が必要」と指摘

令和８年　１月 16 日　　広域連合会議において工期の１か月延長について協議・決定

令和８年　１月 27 日　　工期末を令和８年３月 27 日までとする変更契約を締結

令和８年　２月 25 日　　広域連合議会第１回定例会終了後の全員協議会において、コンクリート殻処分場の受入が限界に達し、本工事で発生する処分

量を計画どおり処理することが困難となったことを理由に工期を約１か月延長することを報告　＜環境センター＞

令和８年　３月 27 日　　撤去深さ５ｍなら安全とする安定計算書を提出＜施工業者→施工監理会社→環境センター＞
その内容を令和７年 11 月４日付け工事打合せ協議記録として処理　＜施工業者、施工監理会社、環境センター＞

３．西側ラップルコンクリートの撤去深度について（１．③事実関係）

これまで「深さ５ｍまではすべて撤去した」と説明してまいりましたが、今回の文書公開請求に伴う書類確認により竣工図面と突合したところ、敷地西側の工場棟の柱の基礎下部にあるラップルコンクリートについて未撤去であることが判明しました（別紙図面参照）。

４．工事費精算の内容検証について

施工業者からは、工事費について「変更なし」との説明を受け、書類も受理していますが、その内容について第三者による検証が必要との認識に至りました。

施工業者には、減工分と増工分の根拠を客観的数値で示して説明するよう求めていますが、その追加資料の内容やこれまでの経緯を含めて検証するため、広域連合長から監査委員に対し地方自治法に基づく監査を求めることとします。

５．今後の対応

（１）地下残置物の取り扱いについては、桐林財産区との土地賃貸借契約書第 12 条（土地を返還する際には原状に復す）の趣旨に則って対応いたします。

安全確保のための方策、賃貸借契約継続の可否などについては、土地の一部を所有する桐林財産区及び個人の方並びに地元桐林区及び竜丘地域自治会に、一連の経緯を改めてご説明した上で、協議させていただきます。

（２）公文書公開請求への対応と並行して、監査請求による調査（上記４．後段。以下同じ。）を行い、その結果を公表します。

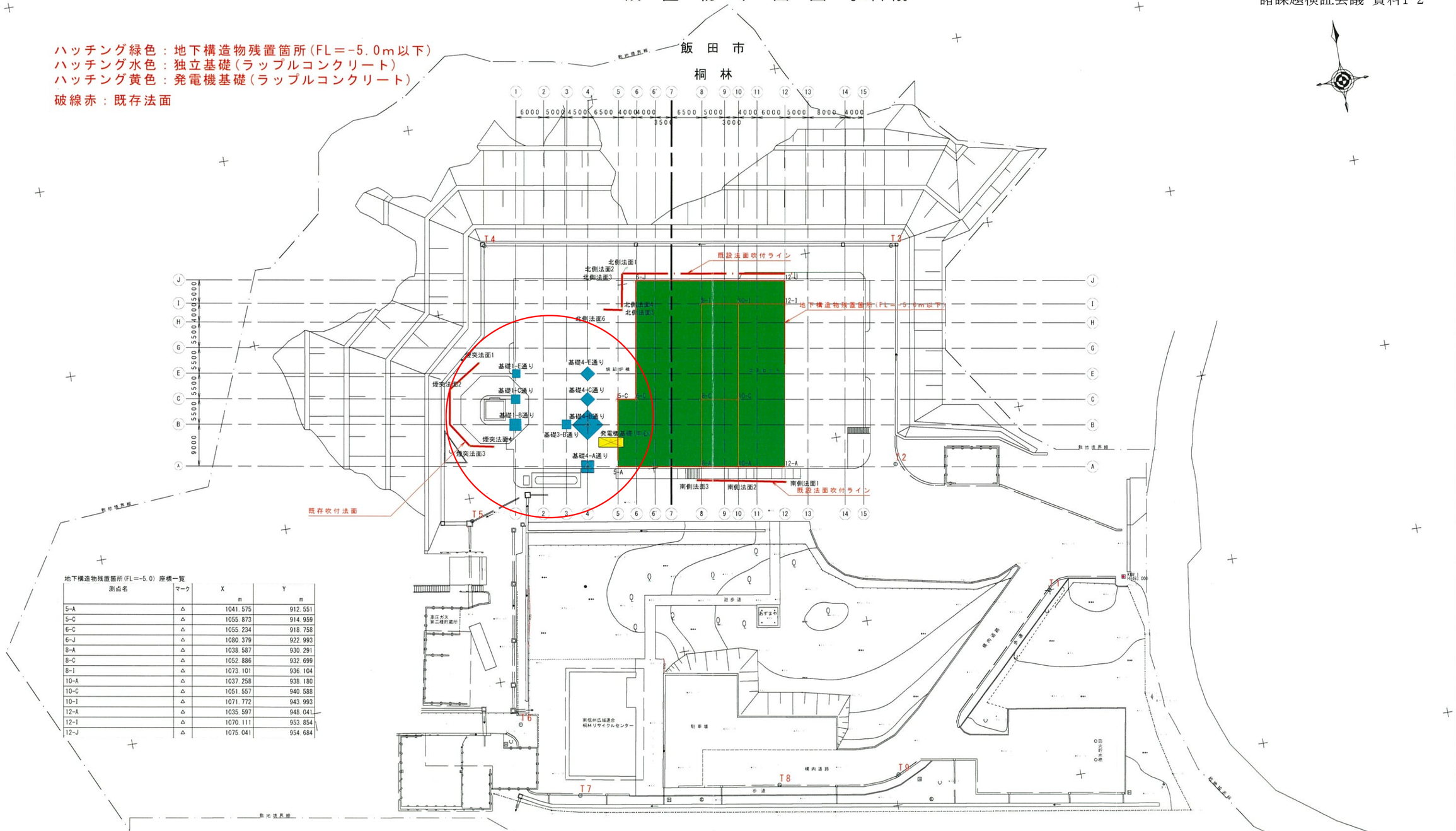
（３）広域連合として組織的対応ができていなかったことを深く反省し、意思決定や連絡報告のルール・体制を見直します。

（４）関係者の処分等については、公文書公開請求、監査請求による調査など一連の対応が終了した後、判断します。

残 置 物 平 面 図　S=1：400

令和８年11月2日
諸課題検証会議 資料1-2

ハッチング緑色：地下構造物残置箇所（FL＝-5.0m以下）
ハッチング水色：独立基礎（ラップルコンクリート）
ハッチング黄色：発電機基礎（ラップルコンクリート）
破線赤：既存法面



地下構造物残置箇所(FL＝-5.0) 座標一覧

測点名	マーク	X	Y
		m	m
5-A	△	1041.575	912.551
5-C	△	1055.873	914.959
6-C	△	1055.234	918.758
6-J	△	1080.379	922.993
8-A	△	1038.587	930.291
8-C	△	1052.886	932.699
8-I	△	1073.101	936.104
10-A	△	1037.258	938.180
10-C	△	1051.557	940.588
10-I	△	1071.772	943.993
12-A	△	1035.597	948.041
12-I	△	1070.111	953.854
12-J	△	1075.041	954.684

基準点座標一覧

点名	X座標	Y座標	標高
T1	1000.000	1000.000	492.897
T2	1032.215	971.714	492.569
T3	1078.609	978.525	491.927
T4	1093.012	892.125	490.817
T5	1025.157	879.890	490.094
T6	990.411	882.762	489.945
T7	972.380	892.870	489.861
T8	968.506	935.548	490.339
T9	966.476	961.251	490.616

煙突横既存法面座標一覧

測点名	マーク	X	Y
		m	m
煙突法面1	+	1068.545	886.985
煙突法面2	+	1063.921	879.824
煙突法面3	+	1051.171	882.024
煙突法面4	+	1050.170	887.112

南側・北側既存法面法面座標一覧

測点名	マーク	X	Y
		m	m
南側法面1	+	1032.336	947.846
南側法面2	+	1034.186	938.415
南側法面3	+	1035.920	928.795
南側法面4	+	1032.970	951.090
北側法面1	+	1083.453	921.624
北側法面2	+	1083.213	921.127
北側法面3	+	1082.334	920.357

基礎ラップルコンクリート中心座標一覧

測点名	マーク	X	Y
		m	m
基礎1-C通り	△	1059.529	893.255
基礎1-E通り	△	1064.952	894.168
基礎3-B通り	△	1052.278	903.189
基礎4-A通り	△	1042.656	906.132
基礎4-B通り	△	1051.531	907.626
基礎4-C通り	△	1056.954	908.540
基礎4-E通り	△	1062.378	909.453
発電機基礎(中心)	△	1046.693	906.132

竣工図